

パートナーシップ宣誓制度の導入について

令和5年10月24日

大分県人権尊重・部落差別解消推進課

TEL:097-506-3170、3172

【パートナーシップ宣誓制度とは】

同性のカップルなどが、婚姻に準ずる関係であると宣誓したことを、自治体が証明する制度

※法律上の「婚姻」ではないため、税金の控除等は受けることができない

令和6年度県政重点方針

人権尊重、多様な主体との協働

令和5年6月に「LGBT理解増進法」が施行されるなど、多様性を受け入れる社会の構築が求められています。



○性的少数者等への支援強化

- ・ 県域での「パートナーシップ宣誓制度」の導入
- ・ 性的少数者の相談体制の充実や居場所づくり支援

【調査研究会提言（R5.1月）】

- ・ 様々な意見をふまえつつ、県全体での導入に向けた合意形成が望まれる
- ・ 市町村間格差解消等のためには、県全体での導入が効果的

【国内の制度導入状況】

- ・ 全国328自治体が導入（R5.6.28現在）
- ・ 人口カバー率・・・70.9%（R5.6.28現在）
- ・ 県単位：17都府県（佐賀県、福岡県等）（R5.10.1現在）
- ・ 交付件数 5,171件（R5.5.31現在）

【県内の状況】

導入済み：臼杵市、豊後大野市、竹田市、
(6市) 日田市、豊後高田市、大分市

導入予定：佐伯市（R6.4月）

《サービスの具体例》

○公的サービス等（公営住宅、医療機関等）

○民間サービス（住宅、医療機関、携帯電話
家族割、住宅ローン等）